

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市職員の給与に関する条例(第1条関係)	1
○ 舞鶴市職員の給与に関する条例(第2条関係)	12
○ 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例	18
○ 舞鶴市の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例(第1条関係)	19
○ 舞鶴市の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例(第2条関係)	20
○ 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(第3条関係)	21
○ 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(第4条関係)	22
○ 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例	23
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例	29
○ 舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	33
○ 舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例	35

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第1条関係)

旧	新
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に<u>掲げる額</u>を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第17条の3 職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に<u>掲げる額</u>(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する月額に住居手当を支給する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>掲げる額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の80</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に<u>定める額</u>を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第17条の3 職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に<u>定める額</u>(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する月額に住居手当を支給する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>定める額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p>

旧									
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の37.5</u> を乗じて得た額の総額									
3 から 5 まで (略)									
別表第 1(第 3 条関係)									
行政職給料表									
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
2		141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
3		142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
4		143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
5		144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
6		145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
7		146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
8		147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
9		149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
10		150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
11		151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
12		153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
13		154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
14		155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
15		157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
16		158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
17		160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
18		161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
19		163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
20		164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
21		166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500

新									
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の42.5</u> を乗じて得た額の総額									
3 から 5 まで (略)									
別表第 1(第 3 条関係)									
行政職給料表									
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
2		142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
3		143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
4		145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
5		146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
6		147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
7		148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
8		149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
9		150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
10		151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
11		153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
12		154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
13		155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
14		157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
15		158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
16		160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
17		161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
18		163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
19		164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
20		166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
21		167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900

旧									新									
再任用職員以外の職員	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900		48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400		49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200		51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600		52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000		53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400		54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800		55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100		56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	

旧								新							
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800		80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000		81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600		83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800		84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000		85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100			86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400			87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600			88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800			89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100			90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400			91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		

旧								新							
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600			92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800			93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		293,600	341,400					94		294,000	341,800				
95		294,000	341,900					95		294,400	342,300				
96		294,400	342,300					96		294,800	342,700				
97		294,600	342,400					97		295,000	342,800				
98		294,900	342,900					98		295,300	343,300				
99		295,300	343,300					99		295,700	343,700				
100		295,700	343,600					100		296,100	344,000				
101		295,900	343,900					101		296,300	344,300				
102		296,200	344,300					102		296,600	344,700				
103		296,600	344,700					103		297,000	345,100				
104		296,900	345,100					104		297,300	345,500				
105		297,100	345,600					105		297,500	346,000				
106		297,400	346,000					106		297,800	346,400				
107		297,800	346,400					107		298,200	346,800				
108		298,100	346,800					108		298,500	347,200				
109		298,300	347,300					109		298,700	347,700				
110		298,700	347,700					110		299,100	348,100				
111		299,100	348,000					111		299,500	348,400				
112		299,400	348,300					112		299,800	348,700				
113		299,500	348,800					113		299,900	349,200				
114		299,800						114		300,200					
115		300,100						115		300,500					
116		300,500						116		300,900					
117		300,700						117		301,100					
118		300,900						118		301,300					
119		301,200						119		301,600					
120		301,500						120		301,900					
121		301,900						121		302,300					
122		302,100						122		302,500					
123		302,400						123		302,800					
124		302,700						124		303,100					
125		303,000						125		303,400					

旧									
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

備考 この表は、教育職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第35条に規定する職員を除く。

別表第2(第3条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	155,500	171,600	290,900
	2	157,000	173,800	293,500
	3	158,600	175,900	296,500
	4	160,100	178,100	299,100
	5	161,800	180,100	301,600
	6	163,700	182,400	304,100
	7	165,600	184,600	306,500
	8	167,400	186,800	308,900
	9	169,200	189,100	311,500
	10	171,300	192,000	314,200
	11	173,400	194,700	316,900
	12	175,400	197,500	319,900
	13	177,400	200,400	322,500
	14	179,600	202,100	324,500
	15	181,900	203,700	326,700
	16	184,100	205,500	329,000
	17	186,400	207,300	331,300
	18	189,000	209,000	333,500

新									
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

備考 この表は、教育職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第35条に規定する職員を除く。

別表第2(第3条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	157,200	173,300	292,600
	2	158,700	175,400	295,300
	3	160,200	177,500	298,200
	4	161,700	179,700	300,700
	5	163,400	181,800	303,300
	6	165,400	184,000	305,700
	7	167,200	186,200	308,000
	8	169,000	188,400	310,500
	9	170,800	190,800	312,900
	10	172,900	193,600	315,500
	11	175,000	196,300	318,300
	12	177,000	199,100	321,200
	13	179,000	202,000	323,700
	14	181,300	203,700	325,700
	15	183,500	205,500	327,800
	16	185,700	207,200	330,100
	17	188,000	209,000	332,300
	18	190,700	210,700	334,600

旧				新				
再任用職員以外の職員	19	191,600	210,700	335,900	19	193,200	212,400	336,900
	20	194,100	212,300	338,100	20	195,700	214,100	339,000
	21	196,600	214,200	340,400	21	198,300	215,900	341,300
	22	198,400	216,100	342,700	22	200,000	217,800	343,600
	23	200,100	218,000	345,000	23	201,700	219,700	345,900
	24	201,800	219,900	347,300	24	203,400	221,700	348,200
	25	203,300	221,700	349,300	25	204,900	223,400	350,100
	26	204,900	223,700	351,200	26	206,600	225,400	352,000
	27	206,600	225,700	353,100	27	208,200	227,400	353,900
	28	208,100	227,700	355,000	28	209,700	229,400	355,800
	29	209,800	229,700	356,900	29	211,400	231,400	357,600
	30	211,500	232,400	358,800	30	213,100	234,100	359,500
	31	213,200	235,100	360,500	31	214,900	236,800	361,200
	32	215,000	237,900	362,400	32	216,600	239,600	363,100
	33	216,500	240,500	364,100	33	218,100	242,200	364,700
	34	218,200	243,300	365,800	34	219,800	245,000	366,400
	35	219,900	246,000	367,600	35	221,600	247,700	368,200
	36	221,700	248,700	369,400	36	223,300	250,400	370,000
	37	223,200	251,200	371,300	37	224,800	252,900	371,900
	38	224,900	253,800	372,800	38	226,500	255,500	373,400
	39	226,600	256,300	374,400	39	228,200	258,000	375,000
	40	228,300	258,700	376,100	40	230,000	260,300	376,600
	41	230,000	261,400	377,400	41	231,600	263,100	377,800
	42	231,700	263,900	378,800	42	233,300	265,500	379,200
	43	233,300	266,100	380,200	43	234,900	267,700	380,600
	44	234,900	268,300	381,700	44	236,500	270,000	382,100
	45	236,600	270,600	383,300	45	238,300	272,200	383,700
	46	238,200	272,800	384,900	46	239,800	274,400	385,300
	47	239,600	275,000	386,500	47	241,200	276,600	386,900
	48	241,000	277,100	388,000	48	242,600	278,700	388,400
	49	242,400	279,500	389,400	49	244,000	281,000	389,800
	50	243,800	281,500	391,000	50	245,400	283,000	391,400
	51	245,300	283,500	392,500	51	247,000	284,900	392,900
	52	246,600	285,500	393,900	52	248,200	287,000	394,300
	53	247,800	287,500	395,100	53	249,300	288,800	395,500

旧				新			
54	249,200	290,000	396,400	54	250,700	291,200	396,800
55	250,500	292,300	397,500	55	251,900	293,500	397,900
56	251,700	294,900	398,600	56	253,100	296,100	399,100
57	253,000	297,100	400,100	57	254,400	298,200	400,500
58	254,300	299,600	401,300	58	255,600	300,700	401,700
59	255,400	302,000	402,500	59	256,700	303,100	402,900
60	256,600	304,800	403,800	60	257,900	305,800	404,200
61	258,000	307,200	405,000	61	259,300	308,200	405,400
62	259,300	309,600	406,000	62	260,500	310,700	406,400
63	260,500	312,200	407,500	63	261,700	313,200	407,900
64	261,500	314,600	408,800	64	262,700	315,500	409,200
65	262,600	317,000	410,000	65	263,700	317,800	410,400
66	264,000	319,300	411,100	66	265,100	320,100	411,500
67	265,500	321,400	412,300	67	266,500	322,200	412,700
68	267,000	323,600	413,400	68	268,000	324,400	413,800
69	268,600	325,900	414,400	69	269,600	326,700	414,800
70	270,200	328,100	415,700	70	271,200	328,800	416,100
71	271,700	330,300	416,900	71	272,700	331,000	417,300
72	273,200	332,300	418,100	72	274,100	333,000	418,500
73	274,400	334,600	418,700	73	275,200	335,200	419,100
74	275,600	336,700	419,500	74	276,400	337,300	419,900
75	276,900	338,900	420,200	75	277,700	339,500	420,600
76	278,300	341,100	420,700	76	279,000	341,700	421,100
77	279,700	343,000	421,000	77	280,400	343,600	421,400
78	280,800	344,900	421,400	78	281,500	345,500	421,800
79	282,000	346,800	421,800	79	282,700	347,400	422,200
80	283,200	348,600	422,200	80	283,900	349,200	422,600
81	284,500	350,500	422,500	81	285,100	351,100	423,000
82	285,400	352,300	423,000	82	286,100	352,900	423,400
83	286,700	354,000	423,400	83	287,300	354,500	423,800
84	287,900	355,800	423,700	84	288,500	356,300	424,100
85	288,900	357,200	424,000	85	289,500	357,600	424,400
86	289,800	358,900	424,400	86	290,400	359,300	424,800
87	290,800	360,400	424,800	87	291,300	360,800	425,200
88	291,800	361,900	425,100	88	292,300	362,300	425,500

旧				新			
89	292,900	363,300	425,400	89	293,400	363,700	425,800
90	293,800	364,600	425,700	90	294,400	365,000	426,100
91	294,800	366,000	426,000	91	295,300	366,400	426,400
92	295,700	367,500	426,200	92	296,200	367,900	426,600
93	296,200	369,000	426,400	93	296,600	369,400	426,800
94	296,900	370,300	426,700	94	297,300	370,700	427,100
95	297,600	371,600	427,000	95	298,000	372,000	427,400
96	298,400	372,800	427,200	96	298,800	373,200	427,600
97	299,200	373,800	427,400	97	299,600	374,200	427,800
98	300,000	374,900	427,700	98	300,400	375,300	428,100
99	300,800	375,900	428,000	99	301,200	376,300	428,400
100	301,500	376,900	428,200	100	301,900	377,300	428,600
101	302,500	377,800	428,400	101	302,900	378,200	428,800
102	303,000	378,800	428,700	102	303,400	379,200	429,100
103	303,500	379,800	429,000	103	303,900	380,200	429,400
104	304,000	380,800	429,200	104	304,400	381,200	429,600
105	304,200	381,600	429,400	105	304,600	382,000	429,800
106	304,600	382,500		106	305,000	383,000	
107	304,900	383,500		107	305,300	383,900	
108	305,100	384,500		108	305,500	384,900	
109	305,300	385,300		109	305,700	385,700	
110	305,500	386,300		110	305,900	386,700	
111	305,800	387,300		111	306,200	387,700	
112	306,100	388,300		112	306,500	388,700	
113	306,300	388,900		113	306,700	389,300	
114	306,500	389,800		114	306,900	390,200	
115	306,700	390,800		115	307,100	391,200	
116	307,000	391,700		116	307,400	392,100	
117	307,300	392,500		117	307,700	392,900	
118	307,600	393,200		118	308,000	393,600	
119	307,900	394,000		119	308,300	394,400	
120	308,200	394,800		120	308,600	395,200	
121	308,300	395,400		121	308,700	395,800	
122	308,500	396,200		122	308,900	396,600	
123	308,800	396,900		123	309,200	397,300	

旧				新			
124	309,100		397,600	124	309,500		398,000
125	309,300		398,200	125	309,700		398,600
126			399,000	126			399,400
127			399,500	127			399,900
128			400,100	128			400,500
129			400,800	129			401,200
130			401,400	130			401,800
131			401,900	131			402,300
132			402,400	132			402,800
133			402,700	133			403,100
134			403,000	134			403,400
135			403,300	135			403,700
136			403,600	136			404,000
137			403,900	137			404,300
138			404,200	138			404,600
139			404,500	139			404,900
140			404,800	140			405,200
141			405,100	141			405,500
142			405,400	142			405,800
143			405,700	143			406,100
144			406,000	144			406,400
145			406,200	145			406,600
146			406,500	146			407,000
147			406,900	147			407,300
148			407,100	148			407,500
149			407,300	149			407,700
150			407,600	150			408,000
151			407,900	151			408,300
152			408,100	152			408,500
153			408,300	153			408,700
154			408,600	154			409,000
155			408,900	155			409,300
156			409,100	156			409,500
157			409,300	157			409,700

旧					新				
再任用職員		226,800	273,300	327,300	再任用職員		227,200	273,700	327,700
備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭に適用する。					備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭に適用する。				
					<p>改正附則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「改正後給与条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、改正後給与条例第30条の4第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の舞鶴市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第17号。以下「平成28年改正給与条例」という。)附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後給与条例の規定による給与(平成28年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。</p> <p>(委任)</p> <p>4 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>				

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第2条関係)

旧	新
<p>第11条 前条の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>子及び孫</u></p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>第12条 <u>扶養手当の月額</u>は、前条第1号に該当する扶養親族については13,000円、同条第2号から第5号までの扶養親族(以下「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち2人までについては、それぞれ6,500円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円)、その他の扶養親族については1人につき7,500円とする。</p> <p>第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、<u>又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合</u>においては、その職員は、市長が別に定める扶養親族認定申請書により直ちにその旨(<u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。</u>)を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(<u>第11条第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p>	<p>第11条 前条の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>第12条 <u>扶養手当の月額</u>は、前条第1号及び第3号から第6号までの<u>いずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)</u>については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行政職8級職員」という。))にあつては、3,500円)、同条第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円とする。</p> <p>第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、<u>又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合</u>においては、その職員は、市長が別に定める扶養親族認定申請書により直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(<u>扶養親族たる子又は第11条第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる</u></p>

旧	新
<p>を除く。)</p> <p>(3) <u>扶養親族たる子、父母等がある職員に配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)</u></p> <p>(4) <u>扶養親族たる子、父母等がある場合が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)</u></p>	<p>要件を欠くに至った場合を除く。)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第14条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、<u>扶養親族がない職員に前条第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</u></p>	<p>第14条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、<u>職員に扶養親族で前条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</u></p>
<p>2 <u>扶養手当は、これを受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときはその日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶</u></p>	<p>2 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p>

旧	新
<p><u>養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p>(勤勉手当) 第30条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手</p>	<p><u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p><u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p><u>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある行政職8級職員が行政職8級職員以外の職員となった場合</u></p> <p><u>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員以外のものが行政職8級職員となった場合</u></p> <p><u>(5) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>(勤勉手当) 第30条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手</p>

旧	新
<p>当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1から25まで (略)</p>	<p>当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1から25まで (略)</p> <p><u>(特定の職務の廃止に伴う給料に関する特例措置)</u></p> <p><u>26 平成29年4月1日(以下この項において「切替日」という。)の前日から引き続き行政職給料表の適用を受ける職員で、切替日に行われる特定の職務の廃止により職務の級が5級から4級となるものの給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しない場合は、平成32年3月31日までの間(舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第17号)附則第7項の規定による給料が支給される場合にあっては、その期間を除く。)、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。 (平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)</p> <p>2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この条例による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「改正後給与条例」という。)第14条第2項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後給与条例第12条、第13条及び第14条第2項の規定の適用については、改正後給与条例第12条中「前条第1号及び第3号から第6号までのいずれか</p>

旧	新
	<p>に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行政職8級職員」という。)にあっては、3,500円)、同条第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前条第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については13,000円、同条第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)のうち2人までについてはそれぞれ10,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)、その他の扶養親族たる子については1人につき11,000円、同条第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)」と、改正後給与条例第13条中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第11条第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるの</p> <p>「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族は</p> <p>(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶</p> <p>(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶たる子又は第11条第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)</p> <p>者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)</p> <p>歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要</p>

旧	新
	<p>件を欠くに至った場合を除く。)</p> <p>と、改正後給与条例第14条第2 」</p> <p>項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について前条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。</p> <p>3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後給与条例第14条第2項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後給与条例第12条及び第14条第2項の規定の適用については、改正後給与条例第12条中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行政職8級職員」という。))にあつては、3,500円)」とあるのは「6,500円」と、改正後給与条例第14条第2項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。</p>

舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(給与条例の規定の読替え)</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理監督職員」という。)とあるのは「管理監督職員」という。)及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(給与条例の規定の読替え)</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理監督職員」という。)とあるのは「管理監督職員」という。)及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例旧新対照表(第1条関係)

旧	新
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料及び扶養手当の月額並びに給料月額の100分の15に相当する額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料及び扶養手当の月額並びに給料月額の100分の15に相当する額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、平成28年12月1日から適用する。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の舞鶴市の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>(委任)</p> <p>4 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

舞鶴市の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例旧新対照表(第2条関係)

旧	新
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 前条に定める給料以外の給与については、舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下この条において「給与条例」という。)の適用を受ける一般職に属する職員(以下「一般職の職員」という。)に支給する扶養手当、住居手当及び期末手当の例による。</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料及び扶養手当の月額並びに給料月額の100分の15に相当する額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 前条に定める給料以外の給与については、舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下この条において「給与条例」という。)の適用を受ける一般職に属する職員(以下「一般職の職員」という。)に支給する扶養手当、住居手当及び期末手当の例による。<u>この場合において、扶養手当の額については、給与条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに支給する扶養手当の額の算定方法の例により算定するものとする。</u></p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料及び扶養手当の月額並びに給料月額の100分の15に相当する額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表(第3条関係)

旧	新
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料及び扶養手当の月額並びに給料月額の100分の15に相当する額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料及び扶養手当の月額並びに給料月額の100分の15に相当する額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、平成28年12月1日から適用する。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の舞鶴市教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>(委任)</p> <p>4 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表(第4条関係)

旧	新
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 前条に定める給料以外の給与については、舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下この条において「給与条例」という。)の適用を受ける一般職に属する職員(以下「一般職の職員」という。)に支給する扶養手当、住居手当及び期末手当の例による。</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料及び扶養手当の月額並びに給料月額の100分の15に相当する額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 前条に定める給料以外の給与については、舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下この条において「給与条例」という。)の適用を受ける一般職に属する職員(以下「一般職の職員」という。)に支給する扶養手当、住居手当及び期末手当の例による。 <u>この場合において、扶養手当の額については、給与条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに支給する扶養手当の額の算定方法の例により算定するものとする。</u></p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料及び扶養手当の月額並びに給料月額の100分の15に相当する額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ <u>次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ウ (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</u></p> <p><u>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって</u></p>

旧	新
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p><u>第2条の2</u> 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき <u>当該子が1歳6か月に達する日</u></p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の3</u> 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p>	<p><u>養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p><u>第2条の3</u> 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき <u>当該子の1歳6か月到達日</u></p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の4</u> 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p>

旧	新
<p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(2) <u>育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。</u></p> <p>(3) <u>育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</u></p> <p>(4) <u>育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業</u></p>	<p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>ア <u>死亡した場合</u> イ <u>養子縁組等により職員と別居することとなった場合</u></p> <p>(2) <u>育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>ア <u>前号ア又はイに掲げる場合</u> イ <u>民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u></p> <p>(3) <u>育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。</u></p> <p>(4) <u>育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</u></p> <p>(5) <u>育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業</u></p>

旧	新
<p>に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(6) <u>第2条の2第3号</u>に掲げる場合に該当すること。</p> <p>(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)</u>をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡</p>	<p>に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(7) <u>第2条の3第3号</u>に掲げる場合に該当すること。</p> <p>(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)</u>をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</p>

旧	新
<p><u>し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。</p> <p>(3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</p> <p>(4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。</p> <p>(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p>	<p>(2) <u>育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。</p> <p>(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</p> <p>(5) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p>

旧	新
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)を承認されている職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合)あつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合)あつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成29年1月1日から施行する。</p>

職員勤務時間、休暇等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育するために深夜における勤務の制限を請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)</u>を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、<u>当該子を養育</u>とあるのは「<u>要介護者のある職員が、当該要介護者を介護</u>」と、「<u>深夜における</u>」とある</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子<u>(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))</u>であって、当該職員が現に監護するもの、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第3項までにおいて同じ。)</u>のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育するために深夜における勤務の制限を請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))</u>であって、当該職員が現に監護するもの、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当</u></p>

旧	新
<p>のは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略) (休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇<u>及び介護休暇</u>とする。 (介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの</p>	<p><u>該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第3項までにおいて同じ。)</u>のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、<u>当該子を養育</u>とあるのは「<u>第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この条において「要介護者」という。)</u>のある職員が、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と</u>、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略) (休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>とする。 (介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が<u>要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))</u>、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに</p>

旧	新
<p>の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)</p> <p>第16条 病気休暇、特別休暇(規則で特に指定するものを除く。)及び<u>介護休暇</u>については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p>支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、<u>職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>指定期間内において必要と認められる期間とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>(介護時間)</u></p> <p><u>第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p><u>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p><u>3 介護時間については、舞鶴市職員の給与に関する条例第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p>(病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>の承認)</p> <p>第16条 病気休暇、特別休暇(規則で特に指定するものを除く。)、<u>介護休暇及び介護時間</u>については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。</p>

旧	新
	<p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この項において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。</p>

舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(扶養手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫(児童手当法(昭和46年法律第73号)の規定による児童手当支給該当児童を除く。)</u></p> <p>(3) <u>満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p>(4) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹(児童手当法の規定による児童手当支給該当児童を除く。)</u></p> <p>(5) <u>重度心身障害者</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) <u>満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p>(5) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p>(6) <u>重度心身障害者</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他管理者が指定する者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、<u>介護休暇</u></p>

旧	新
	<p>(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月(非常勤職員にあつては、93日)を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>改正附則 この条例は、平成29年1月1日から施行する。</p>

舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(育児又は介護を行う非常勤職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第10条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある規則で定める非常勤職員(非常勤職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該非常勤職員を除く。)が、当該子を養育するために深夜における勤務の制限を請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>第1項及び前項</u>の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する規則で定める非常勤職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある規則で定める非常勤職員(非常勤職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるも</p>	<p>(育児又は介護を行う非常勤職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第10条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により非常勤職員が当該非常勤職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該非常勤職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である非常勤職員に委託されている児童のうち、当該非常勤職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第3項までにおいて同じ。)のある規則で定める非常勤職員(非常勤職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該非常勤職員を除く。)が、当該子を養育するために深夜における勤務の制限を請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>前3項</u>の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する規則で定める非常勤職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により非常勤職員が当該非常勤職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該非常勤職</p>

旧	新
<p>のとして規則で定める者に該当する場合における当該非常勤職員を<u>除く。</u>)が、<u>当該子を養育</u>」とあるのは「<u>要介護者のある規則で定める非常勤職員が、当該要介護者を介護</u>」と、「<u>深夜における</u>」とあるのは「<u>深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)</u>における」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある規則で定める非常勤職員(非常勤職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)</u>が、<u>当該子を養育</u>」とあるのは「<u>要介護者のある規則で定める非常勤職員が、当該要介護者を介護</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第13条 非常勤職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇<u>及び介護休暇</u>とする。</p>	<p><u>員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である非常勤職員に委託されている児童のうち、当該非常勤職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第3項までにおいて同じ。)</u>のある規則で定める非常勤職員(非常勤職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における<u>当該非常勤職員を除く。</u>)が、<u>当該子を養育</u>」とあるのは「<u>第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この条において「要介護者」という。)</u>のある規則で定める非常勤職員が、<u>当該要介護者を介護</u>」と、「<u>深夜における</u>」とあるのは「<u>深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)</u>における」と、<u>第2項中「3歳に満たない子のある規則で定める非常勤職員が、当該子を養育</u>」とあるのは「<u>要介護者のある規則で定める非常勤職員が、当該要介護者を介護</u>」と、「<u>当該請求をした非常勤職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である</u>」とあるのは「<u>公務の運営に支障がある</u>」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある規則で定める非常勤職員(非常勤職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)</u>が、<u>当該子を養育</u>」とあるのは「<u>要介護者のある規則で定める非常勤職員が、当該要介護者を介護</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第13条 非常勤職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>とする。</p>

旧	新
<p>(介護休暇)</p> <p>第16条 任命権者は、規則で定める非常勤職員に、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合において、介護休暇を与えることができる。</p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する93日の期間内</u>において必要と認められる期間とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第16条 任命権者は、規則で定める非常勤職員に、<u>要介護者</u>(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、<u>任命権者が、非常勤職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内</u>において勤務しないことが相当であると認められる場合において、介護休暇を与えることができる。</p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>指定期間内</u>において必要と認められる期間とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(介護時間)</p> <p><u>第16条の2 任命権者は、規則で定める非常勤職員に、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合において、介護時間を与えることができる。</u></p> <p><u>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間において1日につき2時間(当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p><u>3 月額又は日額により報酬を支給する非常勤職員が介護時間を受けたときは、第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、</u></p>

旧	新
	<p><u>第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。</u></p> <p><u>4 介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u></p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正前の舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例第16条第4項の規定により介護休暇の承認を受けた非常勤職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この項において単に「初日」という。)から起算して93日を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して93日を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。</p>